



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされんゾウくん

同じ高校生でも違うところ



島根県観光キャラクター
しまねっこ
鳥獣免許第8589号



※会社により年齢条件あり



作：柏屋ココ

民法の成年年齢が 18 歳になり、
高校 3 年生の多くが在学中に「成年」
になります。大人の消費者として自
立できるよう、準備しましょう。



成年になる前から、消費（買い物）は
「契約」であることを意識しましょう。

「契約」の自由と責任

消費者は、自らの意思で事業者と自由に契約することができます。契約は、法的責任を伴う約束であり、成立後は、原則として勝手に解約できません。

契約前によく検討し、条件などを確認して申し込むことが重要です。

消費についての教育と実践

近年は、家計管理や契約など、消費生活について学校の授業でも扱われています。しかし、実際に生活の中で経験しなければ、実感できないものです。

子どもの頃から、生活の中で、買い物の経験や、お金の使い方について、少しずつ経験をすることが、消費者としての自立を育てます。

大人は消費者の先輩としてサポートを

おつかいやおこづかいなど、家庭の中で、消費者としての経験を積み重ねましょう。上手にできているか、保護者が見守ることが大切です。周りの大人も消費者の先輩として、よいお手本となりましょう。



消費生活に関するご相談は 泣き寝入りは い や や

消費者ホットライン

局番なしの

188

お近くの消費生活センター等につながります。

メール相談受付中

メールによる消費生活相談を受け付けています。
詳細は島根県消費者センターホームページをご覧ください。

島根県消費者センター

検索

消費生活に関する情報も発信しています！

ホームページ QRコード



ご相談・お問い合わせは

島根県消費者センター

〒690-0887 松江市殿町 8-3
市町村振興センター 5 階

TEL 0852-32-5916 FAX 0852-32-5918

石見地区相談室

〒698-0007 益田市昭和町 13-1
県益田合同庁舎 2 階

TEL & FAX 0856-23-3657